

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月9日

【四半期会計期間】 第93期第3四半期
(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 旭ダイヤモンド工業株式会社

【英訳名】 Asahi Diamond Industrial Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川嶋 一夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号

【電話番号】 03-3222-6311(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務管理本部長 山田 悟郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号

【電話番号】 03-3222-6311(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務管理本部長 山田 悟郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
旭ダイヤモンド工業株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区宮原三丁目4番30号)
旭ダイヤモンド工業株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵一丁目16番34号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第92期 第3四半期 連結累計期間		第93期 第3四半期 連結累計期間		第92期	
		自 至	平成22年4月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年4月1日 平成23年12月31日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高	(百万円)		31,243		33,402		42,709
経常利益	(百万円)		7,954		7,053		10,791
四半期(当期)純利益	(百万円)		4,699		3,712		6,842
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		4,098		3,057		6,320
純資産額	(百万円)		43,392		46,728		45,602
総資産額	(百万円)		59,454		58,306		60,611
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		78.50		62.76		114.63
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		72.3		79.3		74.5

回次		第92期 第3四半期 連結会計期間		第93期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年10月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年10月1日 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)		29.60		7.46

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4 第92期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、旭ダイヤモンドタイランドCO., LTD.の株式を当社が追加取得したことに伴い、同社を連結子会社しております。

この結果、平成23年12月31日現在では、当社グループは、当社、連結子会社8社及び関連会社1社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、欧州での政府債務問題による金融不安の拡大、米国での失業率の高止まり、また中国やインドなどではこうした影響を受けて景気拡大傾向が鈍化するなど、全般的に世界の景気は厳しい状況で推移しました。国内におきましては、東日本大震災の影響による経済活動の停滞から、生産活動や消費マインドに持ち直しの動きが見られたものの、歴史的円高の長期化、タイの大洪水による影響などにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、電子・半導体業界では、当社グループの主要製品となった電着ダイヤモンドワイヤの主な需要先である太陽電池市場において、欧州での金融不安や過剰供給による在庫調整などの影響を受け、電着ダイヤモンドワイヤの販売が大きく後退しました。また、フラットパネル・ディスプレイ市場もアナログ放送終了後の液晶テレビの需要が大きく落ち込むなど、関連工具の需要は大幅に減少いたしました。輸送機器業界及び機械業界では、東日本大震災による影響からサプライチェーンの復旧により自動車関連企業の生産は回復傾向にあり、タイの大洪水による混乱が一部の生産活動に影響を与えたものの、関連工具は堅調に推移いたしました。また、石材・建設業界では、引続きアジア地域の鉱物資源探査は活発に行われ、関連工具の需要も堅調に推移いたしました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、334億2百万円(前年同期比6.9%増)となりました。利益面におきましては、電着ダイヤモンドワイヤの売上が落ち込んだことにより営業利益68億95百万円(前年同期比11.7%減)、経常利益70億53百万円(前年同期比11.3%減)となりました。四半期純利益は、投資有価証券評価損6億38百万円を計上したことにより、37億12百万円(前年同期比21.0%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は、前連結会計年度末に比べ総資産は23億5百万円の減少、負債は34億31百万円の減少、純資産は11億26百万円の増加となりました。

総資産の主な変動要因は、現金及び預金の減少28億13百万円、受取手形及び売掛金の減少9億79百万円、たな卸資産の増加12億96百万円であります。

負債の主な変動要因は、短期借入金の増加5億87百万円、未払法人税等の減少30億29百万円、賞与引当金の減少6億68百万円であります。

純資産の主な変動要因は、四半期純利益の計上37億12百万円、剰余金の配当による減少18億93百万円、為替換算調整勘定の減少5億62百万円であります。

以上の結果、1株当たり純資産額は、前連結会計年度末に比べ18円22銭増加し781円36銭となり、自己資本比率は79.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(イ) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しており、こうした大量買付行為のなかには、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社ホームページ (<http://www.asahidia.co.jp/>) 及びアニュアルレポートに掲載しております当社の経営理念や、下記の当社のさまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。したがって、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(ロ) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様にご長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

この取り組みは、下記の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

企業価値向上に資する取り組み

・ 当社の企業価値の源泉について

当社は、近代産業の発展にはダイヤモンド工具が不可欠であることにいち早く注目し、日本のダイヤモンド工具製造の先駆者として、昭和12年に創立しました。以来70年余に亘り、ダイヤモンド及びCBN(立方晶窒化ホウ素)工具の専門メーカーとして研究開発を重ね、国内トップメーカーの地位を築きました。

ダイヤモンド工具は、ダイヤモンドの持つ特性である「硬さ」を利用して、「切る」「削る」「磨く」「掘る」等といったものづくりの基本となる生産工程において使用される工具です。またCBN工具は、ダイヤモンドに「次ぐ硬さ」を持つCBN砥粒を用い、ダイヤモンドにはない耐熱性と機械的強度に優れた工具です。

ダイヤモンド及びCBN工具は、電子・半導体といった先端技術の分野、自動車・航空機等の輸送機器分野、超硬・工作機械・ベアリング等の精密機械関連分野から石材・土木・建設分野にいたるまで幅広く産業の発展を支える基盤として必要不可欠の工具となっております。

当社は、長年培った技術力を駆使し、高速化・精密化等、常に時代のニーズに合った工具を供給し続け、また将来において産業分野が変化することがあっても、ダイヤモンド及びCBN工具を産業とともに発展し続ける工具として位置付けております。

当社は、当社の企業価値の源泉は、

- ・ダイヤモンド及びCBN工具の専門メーカーとして、技術研究所と各工場の生産技術部、技術部、営業部門が密接に連携を取りながら築き上げた基礎研究から応用開発までの幅広い研究開発体制
 - ・顧客・仕入先と長期に亘って築き上げた相互信頼関係と連携
 - ・積極的な海外展開により築き上げたネットワーク
 - ・常に法令や企業倫理を順守して、誠実かつ公正な業務を行うことによって築き上げた社会からの信頼
 - ・「企業は人なり」の実践によって築き上げた良好な労使関係
- であると考えております。

・ 第一次中期経営計画について

当社は、これまで中長期的な経営目標として「GLOBAL510」を掲げ、世界のダイヤモンド工具推定需要5千億円の10%以上のシェアを確保し、リーディングカンパニーとしての地位を一層強化していくことを目指してまいりました。

経済環境が不透明感を増す中ではありますが、平成20年11月に当社は、「世界をリードする『グローバルダイヤモンド工具メーカー』への経営進化」と、企業価値の更なる向上を目指し、外部要因のみに左右されない「自律的な成長」及び「自律的な企業価値向上」を目指した経営姿勢を強く打ち出すため、中期経営計画を策定しました。

a. 長期経営ビジョン

当社は、前述の目標達成のため、「開発力」「成長力」「収益力」「資本効率」を経営テーマとして取り組んでおります。

「開発力」 テーマの柱として、基礎研究力と技術開発力による製品開発・改良を進めます。

「成長力」 営業力を活かしたシェアアップと新製品での市場開拓によるグローバル成長を目指します。

「収益力」 製品競争力と生産性改善によるグローバルレベルでの収益力の獲得を図ります。

「資本効率」 グローバルレベルでの資本効率を意識した経営による企業価値の向上を図ってまいります。

b. 中期経営基本方針「Innovation 2011～自律的価値創造企業への変革～」

中期経営計画で意図している「自律的価値創造企業への変革」は以下に示す『3つのChange』から構成されております。

ア. 中期事業方針：『自律的成長企業へのChange』

新製品(電着ダイヤモンドワイヤ(商品名『EcoMEP(エコメップ)』))の拡販によりLEDや太陽電池などの高成長市場への本格参入を図るとともに、これまで当社の成長を牽引してきた半導体業界、自動車業界、超硬工具・ベアリングなどの業界においては、世界経済が不透明な中でも製品力強化による顧客内シェアアップを図ることで、マーケットに左右されない自律的成長を目指してまいります。

イ. 中期資本政策：『資本効率重視経営へのChange』

当社はこれまで、売上高、収益性など損益を重視した経営を行っており、バランスシートについては安全性を最重要視してまいりました。しかしながら、昨今の国内資本市場の流れから、現在の資産効率、資本効率を一層高める必要があるとの認識に立ち、今後は、たな卸資産、投資有価証券、設備投資等の見直しによるバランスシートの効率、資本コストを意識した経営を実践することで、高い資産効率、資本効率の実現を目指してまいります。

ウ. コーポレート・ガバナンス：『パブリックカンパニー経営体制へのChange』

当社がグローバル企業として発展し、さらなる企業価値向上を実現する上ではガバナンス体制のさらなる強化が必要であると認識しております。

なお、以下に記載するコーポレート・ガバナンスに関する取組みにつきましては、前事業年度の有価証券報告書「第4 6コーポレート・ガバナンスの状況等」をもとに記載しております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の向上とコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、すべてのステークホルダーに信頼され、経営全般の的確な意思決定の迅速化、経営の透明性の確保、経営責任の明確化、経営監視機能の強化、業務執行の効率性の強化に努める事が必要であると考えております。

イ．取締役会及び役員会

当社の取締役会は、定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督しております。当事業年度は取締役会を8回開催いたしました。また、取締役会終了後には、当社の取締役、執行役員及び国内子会社の取締役が出席する役員会を開催し、経営の基本方針の周知徹底を図っております。なお、提出日現在において、取締役は10名で構成されております。

ロ．監査役会

当社は監査役制度を採用しております。監査役は定例監査役会を開催するとともに、取締役会、役員会など重要な会議に出席し、取締役の意思決定や職務遂行の監査を行っております。当事業年度は監査役会を6回開催し、提出日現在において、監査役は3名(うち社外監査役2名)で構成されております。

また、監査役会のもとに、監査役室(兼任スタッフ4名)を設置し、適法性監査に留まらず、経営陣から独立した立場で内部統制の整備・運用状況、コーポレート・ガバナンスの状況、リスクマネジメントなどの監査役監査の補佐を行える体制を整えております。

ハ．執行役員制度

当社は執行役員制度を導入して、経営と業務執行の役割分担を明確にし、業務執行の適正化を図り、経営の迅速化を進めております。提出日現在においては、執行役員は6名で構成されております。

当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、上記のような体制を採用することで、取締役会における経営の意思決定機能及び業務執行を監督する機能の充実化、的確な経営判断が可能な経営体制となっております。また、経営監視機能として、社外監査役2名及び当社出身の常勤監査役1名の合計3名の体制で、取締役の職務執行に対する監視・助言機能が十分に確保されているものと考え、当該体制を採用しております。

内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムについては、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会の下、情報開示委員会、コンプライアンス委員会、内部監査委員会及び個人情報保護委員会の4つの組織を設置し、法令・定款に適合した体制を確保しております。さらに「ヘルプライン窓口」を社内及び社外に設置し、内部通報制度を確立しております。

また、内部統制システムの構築・整備・評価・改善等の活動は、内部監査規程に従って、主に内部監査委員会(兼任スタッフ14名)を中心に行っており、問題点等があれば内部統制委員会へ報告する体制を整えております。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制については、コンプライアンス委員会が「経営理念」、「行動憲章」及び「コンプライアンスの具体例」をまとめた「旭ダイヤ行動指針」を活用して、役員・従業員に対してコンプライアンス全般の周知徹底を図っております。

また、情報開示委員会や個人情報保護委員会が情報漏えい等の事故防止に努めるほか、環境面でのリスク管理はISO14001「環境マネジメントシステム」、品質面でのリスク管理はISO9001「品質マネジメントシステム」の運用でそれぞれ補い、安全衛生委員会は安全面のリスク管理を、特許委員会はブランド面のリスク管理をそれぞれ行うなど、様々な角度からリスク管理を行っております。

さらに、重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を行っております。

内部監査及び監査役監査

イ．内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査委員会(兼任スタッフ14名)が、内部監査規程に従って、主に内部統制の評価と兼ねて内部監査を行っております。また、監査役会においては、会計監査人及び内部監査委員会から、監査方針・監査計画の説明や監査結果の報告を受けており、そのほか、問題点に関する意見交換や実地監査への立会い等を通じて、相互の連携を高めております。

当事業年度末の当社の監査役は3名であります。うち常勤監査役の大串守については、当社を経て子会社の社長を長年勤めるなど社内に精通しており、適切な監査ができる人物であります。また、非常勤監査役である永田新一及び服部盛敏の2名は、金融機関出身で業務運営の経験が豊富なため財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的立場で適切な監査ができる人物であります。

ロ．会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、大塚宏、加藤且行及び猿渡良太郎の3名であり、あると築地監査法人に所属しております。同監査法人は、公認会計士法上の規制開始及び日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち、自主的に業務執行社員の交代制度を導入しており、同監査法人において策定された交代計画に基づいて、交代する予定となっております。

なお、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名及びその他1名であります。

ハ．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、会計監査人として、あると築地監査法人と監査契約を締結し、会社法と金融商品取引法に基づく監査を受けております。内部監査においては、内部監査委員会のスタッフ、監査役及び会計監査人が、相互連携した監査活動を行っております。さらに、監査役と会計監査人は、定期的に監査方針、監査方法、監査結果等について報告会を開催し、相互理解に努めております。

社外取締役及び社外監査役

イ．社外監査役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社は、社外監査役として永田新一及び服部盛敏の2名を選任しており、当社と社外監査役との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、これらの社外監査役は、いずれも金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な経験に基づき、適切な助言及び経営の監視を行って頂いております。

ロ．社外取締役又は社外監査役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

当社における社外監査役の果たす機能及び役割は、経営監視の独立性及び中立性を高め、中立の立場から客観的に監査意見を表明できることであります。なお、現時点では社外取締役の選任はありませんが、その理由は、執行役員制度の導入により経営監督と業務執行が明確に分離されている事と社外監査役2名の体制によって、コーポレート・ガバナンスが十分に機能していると判断しているからであります。

ハ．社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外監査役は、常勤監査役からの監査報告、内部監査委員会からの内部監査及び内部統制の整備・運用状況等に関する報告などを定期的に受けております。また、定例監査役会において、会計監査人との緊密な情報交換などを行い、当社グループの現状と課題の把握に務め、相互連携した実効性のある監査役監査を行っております。

(八)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成21年5月15日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の具体的内容(以下「本プラン」といいます。)を決定し、平成21年6月26日開催の当社第90回定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、本プランを導入いたしました。なお、当社は、平成20年6月27日開催の第89回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「旧プラン」といいます。)を導入しており、本プランは、旧プランを改定したものです。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの順守を求めるとともに、大量買付者が本プランを順守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。

本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する20%以上の買付けその他の有償の譲受け又はその提案(以下「大量買付行為」といいます。)が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めております。

新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが順守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することといたします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしていたします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等のなかから当社取締役会が選任するものとしていたします。

情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の実施又は不実施の決定の概要、対抗措置の実施に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(二)本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の状態の維持を目的とするものではないこと及びその理由)

当社は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の状態の維持を目的とするものでもないと考えております。

- (a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- (b) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること
- (c) 株主意思を重視するものであること
- (d) 独立性の高い社外者の判断の重視
- (e) 合理的な客観的要件の設定
- (f) 第三者専門家の意見の取得
- (g) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、10億17百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	190,300,000
計	190,300,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,210,000	59,210,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
計	59,210,000	59,210,000		

(注) 平成23年5月13日開催の取締役会決議により、平成23年7月1日付で1単元の株式数は1,000株から100株となりました。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		59,210,000		4,102		7,129

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 54,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,963,300	589,633	
単元未満株式	普通株式 191,800		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	59,210,000		
総株主の議決権		589,633	

- (注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式99株が含まれております。
 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の失念株式385株が含まれております。
 3 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 旭ダイヤモンド工業株式会社	東京都千代田区 紀尾井町4番1号	54,900		54,900	0.09
計		54,900		54,900	0.09

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あると築地監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,284	7,471
受取手形及び売掛金	13,266	12,287
商品及び製品	1,543	1,984
仕掛品	1,292	1,365
原材料及び貯蔵品	1,922	2,705
その他	986	1,425
貸倒引当金	91	90
流動資産合計	29,204	27,148
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,736	8,275
機械装置及び運搬具（純額）	6,601	7,266
土地	4,274	4,268
その他（純額）	1,149	1,727
有形固定資産合計	20,761	21,538
無形固定資産	84	88
投資その他の資産		
投資有価証券	7,324	6,383
その他	3,283	3,199
貸倒引当金	47	50
投資その他の資産合計	10,560	9,532
固定資産合計	31,407	31,158
資産合計	60,611	58,306

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,816	1,925
短期借入金	293	880
未払法人税等	3,224	195
賞与引当金	853	184
その他	2,602	2,425
流動負債合計	8,791	5,612
固定負債		
退職給付引当金	5,053	4,992
その他	1,164	972
固定負債合計	6,218	5,965
負債合計	15,009	11,577
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,102	4,102
資本剰余金	7,129	7,129
利益剰余金	35,089	36,909
自己株式	69	76
株主資本合計	46,251	48,064
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	770	537
土地再評価差額金	67	125
為替換算調整勘定	1,943	2,505
その他の包括利益累計額合計	1,105	1,842
少数株主持分	455	507
純資産合計	45,602	46,728
負債純資産合計	60,611	58,306

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	31,243	33,402
売上原価	17,996	20,546
売上総利益	13,247	12,855
販売費及び一般管理費		
販売費	3,532	3,702
一般管理費	1,908	2,257
販売費及び一般管理費合計	5,440	5,959
営業利益	7,807	6,895
営業外収益		
受取利息	42	66
受取配当金	51	54
持分法による投資利益	173	149
その他	49	43
営業外収益合計	317	314
営業外費用		
支払利息	9	11
為替差損	140	134
その他	19	11
営業外費用合計	170	157
経常利益	7,954	7,053
特別利益		
固定資産売却益	3	1
投資有価証券売却益	153	-
国庫補助金	-	39
特別利益合計	157	41
特別損失		
固定資産除却損	10	8
固定資産圧縮損	-	39
減損損失	289	-
投資有価証券評価損	6	638
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	49	-
特別損失合計	356	685
税金等調整前四半期純利益	7,754	6,408
法人税、住民税及び事業税	2,693	1,760
法人税等調整額	251	810
法人税等合計	2,945	2,571
少数株主損益調整前四半期純利益	4,809	3,837
少数株主利益	110	125
四半期純利益	4,699	3,712

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,809	3,837
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	284	233
土地再評価差額金	-	57
為替換算調整勘定	289	413
持分法適用会社に対する持分相当額	136	190
その他の包括利益合計	711	780
四半期包括利益	4,098	3,057
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,016	2,974
少数株主に係る四半期包括利益	81	82

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
連結の範囲の重要な変更 当第3四半期連結会計期間より、旭ダイヤモンドタイランドCO.,LTD.の株式を追加取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結会計年度においては、復興特別法人税が課税されることとなりました。 この税率の変更により繰延税金資産の純額が1億88百万円減少し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等の金額が2億27百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年12月31日)
	四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当第3四半期連結会計期間末日の残高に含まれております。 受取手形 286百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)	
減価償却費	1,878百万円	減価償却費	2,596百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	482	8	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	887	15	平成22年9月30日	平成22年11月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	887	15	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	1,005	17	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

当社グループの事業は、ダイヤモンド工具の製造販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当社グループの事業は、ダイヤモンド工具の製造販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	78円50銭	62円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,699	3,712
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,699	3,712
普通株式の期中平均株式数(千株)	59,862	59,156

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第93期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当について、平成23年10月28日開催の取締役会において、平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 1,005百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 17円
- (ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月2日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

旭ダイヤモンド工業株式会社
取締役会 御中

あると築地監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 宏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 且行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猿渡 良太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている旭ダイヤモンド工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、旭ダイヤモンド工業株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。